



JCLU
社団法人 自由人権協会

社団法人 自由人権協会

〒105-0002 東京都港区芝右1-6-7 芝右山弁護士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www/jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION

306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2010年5月14日

行政刷新会議 御中

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一

情報公開制度の改正に関する意見書

当協会は、「情報公開制度の改正の方向性について」に関して、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

「情報公開制度の改正の方向性について」の各項目について、全面的に賛成する。

但し、情報公開制度の改正に当たっては以下の点も考慮されるべきである。

- 1 文書の不存在に関する主張立証責任を被告の負担とする旨の規定を設けるべきである。
- 2 情報公開法に基づく開示請求に係る手数料を無料とし、権利濫用的な開示請求は、例えば情報公開・個人情報保護審査会の諮問を経て却下し得るとすることを検討すべきである。
- 3 情報公開訴訟において国が敗訴した場合、原告の弁護士費用を国が負担する制度を創設すべきである。

第2 意見の理由

「情報公開制度の改正の方向性について」における各項目の内容は、当協会が長年にわたって主張してきた、情報公開制度のあるべき姿を適切に体现し

たものであって、全面的に賛成である。

但し、情報公開制度の改正に当たっては、以下の点も考慮されるべきである。

1 意見の趣旨1項に関して

現在、情報公開訴訟において、行政文書の物理的な不存在に関しては、情報公開法2条及び3条の文言解釈から、行政機関に行政文書が存在することの主張立証責任を開示請求者側＝原告が負担すると理解されている。しかし、行政文書の管理状況を知りえない原告に行政文書の存在の主張立証責任を負担させることは、文書不存在を理由とする不開示決定処分取消訴訟で極めて加重的負担となると考えられる。一方、行政機関側＝被告においては、行政文書の管理状況を十分に把握しているはずであるから、被告に行政文書の作成、取得、保有、廃棄、移管の主張立証責任を負担させることは何ら公平を害することにはならない。実際には、行政文書の重要性の程度によって、裁判所が、被告の主張立証が十分であるかを見極めれば足りる。たとえば、文書の重要性からみて、永久保存文書又はそれに準じるものとして保管されていなければならない行政文書について不開示（不存在）決定をした場合には、被告の主張立証の程度としては、廃棄の事実を確実に主張立証する必要がある。行政文書が存在しない理由を「廃棄されたい」という程度で良いとすることは、行政文書の管理責任をあいまいにすることとなるので、絶対に避けなければならない。

公文書管理法では、文書管理簿の作成が義務付けられており、綿密な公文書管理が行われることが予定されているので、被告に主張立証責任を課すことは、この点からしても妥当である。

なお、現在、行政文書の廃棄簿はわずか5年間の保存とされているが、こうした運用自体が行政文書の廃棄状況を不明とする一因である。先ごろ、密約調査に関連して、財務省が廃棄簿の保存期間を30年間で改めたことは適切な運用であり、全省庁で実施されるべきである。

2 意見の趣旨第2項に関して

「情報公開制度の改正の方向性について」においては、情報公開請求の開示請求に係る手数料も原則として廃止することが挙げられており、この方向性について賛成するものである。

当協会は、その方向性をさらに強め、開示請求に係る手数料を無料とすべきであると考えます。情報公開にかかる実費は、開示実施に係る手数料として納付すれば足りるものであり、開示請求段階で納付すべき性質のものではない。また、開示請求手数料を無料とすることで、情報公開請求を行うことがより促進され、情報公開制度の実質がより担保されることとなる。そして、手数料を無料とすることで、開示請求の対象となる行政文書の数が恣意的に設定されて請求者の費用負担が増加するという懸念を払拭することができる。

ただし、開示請求手数料を無料とすることで、膨大な量の請求をするなどの、権利濫用的な請求が行われることが懸念される。しかし、この点は、例えば、請求を受けた行政機関の長が却下し得ることとすれば、かような請求を防ぐことができる。なお、権利濫用に当たるかについて基準が必ずしも明確ではないこと、却下するか否かの判断をするに当たっては情報公開を求める権利が不当に害されることのないよう慎重な手続が要請されることなどから、行政機関の長は、却下処分をする場合には、情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、同審査会の諮問を経てすべきである。

3 意見の趣旨3項に関して

(1) 訴訟による権利救済を促進する

情報公開訴訟において国が敗訴した場合に、原告の弁護士費用を国が負担することは、訴訟による権利救済を促進するものである。

すなわち、情報公開請求訴訟は、文書の開示という非財産的利益を求めるものであり、たとえ勝訴しても金銭的な利益を得るわけではない。よって、同訴訟のために弁護士費用を支出してまで訴訟を提起する者は、事実上皆無といってよい（なお、例えば、同訴訟の2008年の新規提訴件数は、わずか19件である）。

そこで、上記のように原告の弁護士費用を国が負担する仕組みにすれば、訴訟件数が増加し、訴訟による救済を実効化することにつながると考えられる。

(2) 国が開示するインセンティブとなる

上記のように原告の弁護士費用を国が負担することは、国が情報開示するインセンティブとなる。

すなわち、現在、国は不開示決定をすることについて、何ら経済的な

メリットはなく、経済面での負担は開示請求者が負うばかりである。かかる状況では、国が積極的に文書を開示することは考えられない。もし、国が敗訴の場合には弁護士費用を負担するという事になれば、不開示により金銭的な負担が発生し得るので、不開示決定に慎重になり、開示するインセンティブとなる。

米国において、司法省の情報公開担当者が、開示するか迷ったら必ず相談して欲しい、と他の省庁の担当者に強調している例があった。それは、省庁が独断で不開示決定をして訴訟になってしまうと、予算として確保していない弁護士費用の負担が生じるからである。

(3) まとめ

このように、弁護士費用負担制度は、請求者の個人的利益だけでなく、情報公開の促進にも適うものであるから、積極的に検討されるべきである。

以 上